

平成 3 0 年度

監 査 報 告 書

綾部市監査委員

## 目 次

監査報告（第1号）	定期監査	.....	1
監査報告（第2号）	随時監査	.....	4
監査報告（第3号）	行政監査	.....	6
監査報告（第4号）	財政援助団体等に対する監査	.....	8

## 監査報告（第1号）

### 1 監査の種別

定期監査（地方自治法第199条第4項）

### 2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の財務に関する事務が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

各部課（局）の予算事項別事務事業の中から、前年度及び当年度における監査対象事項を選定し監査を実施した。対象事項は次のとおりである。

区分	部課（局）		対象事項
第1回	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費
			健康管理費（国民健康保険特別会計）
		市民協働課	コミュニティ助成事業費
			鉄道利用促進事業費補助金
		人権推進課	男女共同参画センター管理運営費
			共同集会所等管理運営費（18か所）
	環境保全課	住宅用太陽光発電システム設置補助事業費	
		し尿処理事業費	
	教育部	学校教育課	外国語指導講師業務委託事業費
			飛び立て！中学生海外派遣事業費
		社会教育課	社会教育総務一般事務費（社会教育課）
			人権啓発推進費
	文化・スポーツ振興課	中丹文化事業団補助金	
		社会教育総務一般事務費（市民マイクロバス運行経費）	
消防本部	管理課	常備消防一般事務費（通信機器維持等経費）	
		被服更新事業（非常備消防費）	
第2回	農林商工部	商工労政課	シルバー人材センター事業費
			I・Tビル管理運営費
		農林課	農業施設管理運営費
			梅林公園管理運営費
	定住交流部	定住・地域政策課	水源の里活性化事業費（定住促進補助金）
			いきいき地域応援事業費補助金

		観光交流課	森の京都DMO広域観光推進事業費（里山交流大学）	
			団体事業補助金	
	建設部	監理課	登記事務費	土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
				建設課
		道路整備事業費（京都縦貫自動車道関連）		
		都市計画課	地籍調査費	
			公園管理費	
		建築課	地域再建被災者住宅等支援事業費	
			住宅維持管理費（一戸建住宅）	
		第3回	福祉保健部	民生児童課
認定こども園運営事業費				
福祉課	くらしの資金貸付事業費			
	手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例推進事業費			
高齢者支援課	介護福祉士養成支援事業費			
	すこやかシニア教室事業費			
保健推進課	各がん検診等事業費			
	不妊治療給付事業費			
上下水道部	上水道課		一般管理一般事務費（総務）	
			諸費（給水使用料等過誤納還付金）	
	下水道課		都市下水道維持管理費	
			施設管理費（農業集落排水事業費）	
監査委員事務局			監査委員一般事務費（平成29年度）	
第4回	企画財政部		秘書広報課	広報事務費
		情報発信拡充事業費		
		企画政策課	企画調整事務費（平成29年度）	
			国際交流費	
		財政課	財政管理一般事務費（平成29年度）	
			財政調整基金積立金	
	総務部	総務課	庁舎維持管理費	
			市議会議員選挙費	
		防災課	原子力防災対策費	
			災害対策費（J-アラート維持管理費）	
		税務課	賦課徴収費（経常経費）（平成29年度）	
	評価替費（固定資産評価業務委託費）			
	議会事務局		議会運営費（平成29年度）	
会計課		会計管理一般事務費（平成29年度）		

#### 4 監査の実施期間

区 分	実施期間	区 分	実施期間
第1回	平成30年 9月28日～ 平成30年11月20日	第2回	平成30年10月29日～ 平成30年12月25日
第3回	平成30年11月29日～ 平成31年 1月25日	第4回	平成31年 1月11日～ 平成31年 2月20日

#### 5 監査の方法

選定した監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長から説明及び見解等について聴取した。

#### 6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約等事務について
- (5) 財産管理事務について

#### 7 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、下記の事項については、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。なお、指摘事項に対し、該当の所属長から改善に向けての取組又は検討の方向が示されている。

課 (局)	指摘事項
農 林 課	書類に日付の不整合や不備が散見される。今後は適正な事務処理に努められたい。
定住・地域政策課	補助金交付申請書の添付書類において、交付対象要件が確認できないものがある。今後は、事務の適正性の確保に努められたい。
民生児童課	委託料に係る設計額について、消費税の積算に誤りがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。
	定期点検整備（3か月）について、平成30年6月分が実施されていない。点検時期を把握の上、適正な車両の管理に努められたい。
保健推進課	助成金の交付申請について、期間の計算に誤りがある。今後は内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。
議会事務局	収納に係る証拠書類が適正に保管されていない。今後は、適正な書類整備に努められたい。

また、少しの注意を持って点検や確認を行えば、正せる簡易な誤り等については、該当する所属長に対して、口頭による指導を行った。なお、工事以外の委託、賃借や物品売買等の随意契約に係る事務については、マニュアル等が整備されていないため、統一的な事務処理ができていない状態となっている。今後は、全庁的な課題として改善に取り組まれたい。

以 上

## 監査報告（第2号）

### 1 監査の種別

随時監査（地方自治法第199条第5項）

### 2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が発注する工事に関する事務事業が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

第1回は平成30年3月31日までに完成した工事、第2回は平成31年1月8日までに完成した工事の中から計4件を監査の対象とした。

区分	工 事 名	担当課	契約方法	受注者	請負金額 (円)	工 期	工事等概要
第1回	光谷川護岸整備 工事	建設課  (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	有限会社 清水組	34,800,840	H29. 8.26 ～ H30. 3.13	L=121m ブロック積工 A=486 m <sup>2</sup>
	市道宮谷線改良 工事	建設課  (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	株式会社 桑井商店	8,553,600	H29. 9.12 ～ H30. 3.20	L=61m、W=4～4.5m ・重力式擁壁工 V=8 m <sup>3</sup> ・コンクリートブロッ ク積工 A=103 m <sup>2</sup> ・アスファルト舗装工 A=122 m <sup>2</sup> 側溝工 L=14m
第2回	物部保育園外装 他改修工事 (建築本体工事)	民生児童課  (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	株式会社 渋谷組	32,054,400	H30. 6.26 ～ H30. 10.23	改修工事 ・保育棟 屋根改修 339 m <sup>2</sup> 外壁改修 363 m <sup>2</sup> ・遊戯棟 屋根改修 299 m <sup>2</sup> 外壁改修 189 m <sup>2</sup> ・外構工事 一式
	物部保育園外装 他改修工事 (電気設備工事)	民生児童課  (入札) 監理課	条件付 一般競 争入札	岡山電設 株式会社	6,649,560	H30. 6.26 ～ H30. 10.23	改修工事 ・遊戯棟照明器具取替、 エアコン設置一式 ・キュービクル設置他 一式

#### 4 監査の実施期間

区 分	実 施 期 間
第1回	平成30年4月27日 ～ 平成30年6月7日
第2回	平成31年1月30日 ～ 平成31年3月8日

#### 5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長から説明及び見解等について聴取した。併せて、現地確認も行った。

#### 6 監査の項目

- (1) 工事の入札・契約事務について
- (2) 工事の工程管理及び品質管理について
- (3) 提出書類の整備について

#### 7 監査の結果

書類監査並びに現地確認において、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認を行えば、正せる簡易な誤り等については、該当する所属長に対し口頭による指導を行った。

以 上

## 監査報告（第3号）

### 1 監査の種別

行政監査（地方自治法第199条第2項）

### 2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市の事務の執行及び管理が、予算及び議決並びに法令等に従い、適正で合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

綾部市資料館の管理運営について（所管課：社会教育課）

### 4 監査の実施期間

平成30年9月3日から平成30年10月15日まで

### 5 監査の方法

当該施設の所管課に関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、所管課長から当該施設の管理運営状況の説明や見解等について聴取した。

### 6 監査の着眼点

- （1）市民の福祉の増進、市民負担の軽減及び市民サービスの向上に努めているか。
- （2）事務事業の執行及び管理は、法令等に従って適正に執行されているか。
- （3）事務処理にあつては、能率的かつ効率的に行われ、改善すべき点はないか。
- （4）施設の管理運営は、施設の設置目的に合致しているか。
- （5）施設の管理運営は、市民の利便性を考慮したものとなっているか。
- （6）管理運営に当たり、公共性、経済性は考慮されているか。
- （7）社会情勢や行政需要の変化への対応は、有効になされているか。
- （8）施設は十分利用されているか、対象者等が減少傾向にないか。

### 7 施設の概要

綾部市資料館は、歴史資料、考古資料及び民俗資料等（以下「資料」という。）の保存及び活用を図り、市民文化の発展に寄与するため、平成4年5月2日に開設された。

資料館が行う事業は、資料の収集及び保存に関すること、資料の調査及び研究に関すること、資料の展示及び利用に関することであり、施設の管理運営は市の直営で行っており、現在、社会教育課文化財担当職員3名が配置されている。



## 8 監査の結果

事務の執行並びに施設の管理運営について、特段の指摘事項はなかった。ただし、少しの注意を持って点検や確認をすれば正せる簡易な誤り等が見受けられたため、所管課長に対し口頭による指導を行った。

以 上

## 監査報告（第4号）

### 1 監査の種別

財政援助団体等に対する監査（地方自治法第199条第7項）

### 2 監査の目的

平成30年度綾部市監査計画に基づいて、綾部市が財政的援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施するもの。

### 3 監査の対象

(1) 対象団体：特定非営利活動法人 里山ねっと・あやべ（指定管理者）

(2) 公金の種別：指定管理料（綾部市里山交流研修センター）

(3) 所管課：観光交流課

### 4 監査の実施期間

平成31年1月30日から平成31年3月8日まで

### 5 監査の方法

施設管理の協定に関する一連書類、団体の出納帳簿等の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、団体の役職員及び所管課長から説明及び見解等について聴取した。

### 6 監査の着眼点

#### (1) 指定管理者

ア 関係法令等に基づき、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は整備されているか。

エ 貸与された物品等の管理及び処分は適正になされているか。

オ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

カ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

キ 個人情報の保護に関して必要な措置を講じているか。

ク 法定点検は定められた時期に適切に行われているか。

ケ 災害等の緊急時の対応は明確になっているか。

コ 利用料金の収納は適正に行われているか。

サ 利用料金を減免している場合、その手続は適正に行われているか。

シ 利用促進や利用者サービスの向上のための努力はなされているか。

ス 公の施設の管理に係る会計経理は適正になされているか。

セ 他の事業との会計区分は明確になっているか。

- ソ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
- タ 経費節減は図られているか。

## (2) 所管課

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理運営、利用促進に繋がっているか。

## 7 団体の概要

特定非営利活動法人里山ねっと・あやべは、平成12年7月に任意団体「里山ねっと・あやべ」を設立後、平成18年3月に特定非営利活動法人となり現在に至る。綾部市の自然環境や歴史、風土等の地域資源を活用した都市農村交流や大学等の連携による地域活性化や定住促進に向けた研究など、廃校を再利用した綾部市里山交流研修センターを拠点とし、様々な活動を展開されている。平成18年度から指定管理者制度の導入に伴い、同研修センターの指定管理者として管理運営を行っており、平成30年度は4期目の初年度となる。指定管理料は、1,584万円（税抜）で年度協定を締結している。

## 8 監査の結果

公金は目的のとおり適正に執行されており、特段の指摘事項はなかった。

以 上